



議案第四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の
一部を次のように改正する。

「六万五千円」 「七万四千五百円」

「五万 円」 「五万七千 円」
を に改める。

「四万三千円」 「四万九千五百円」

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年十月一日から適用する。

（報酬等の内払）

2 改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和四十七年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。